

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

～串間市上下水道課より大切なお知らせ～

令和2年4月1日 より申請手数料

新規・更新 1万円 が必要となります

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、指定給水装置工事事業者は、**5年ごとの更新**が必要となります。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

●指定の有効期限が従来の無期限から **5年間** となります。

※旧制度で、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期限が異なります。

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に郵送にて通知します。

◇更新申請についてのお問い合わせは

串間市役所 上下水道課 TEL:0987-72-1355